# 三好市営繕工事書類の電子納品実施要領

## 1. 目的及び範囲

電子納品は、最終成果を標準化された形式で電子化し納品することであり、各段階及び全体において、業務効率や生産性の向上を図ることができる。この要領は、三好市が発注する営繕工事（建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替え、電気設備、機械設備、解体工事等）の完成図書の電子納品について必要なことを定める。この要領はすべての建築工事を対象とするが従来どおり紙納品も選択出来るものとし、工事着手までに受発注者間で協議のうえ決定する。

## 2. 用語の定義

(1) 営繕工事

営繕は「建築物の営造と修繕」のことをいい、建築物の新築、増築、改築、修繕及び 模様替等の工事を指し、電気設備及び機械設備等の設備工事を含む。

(2) 電子納品

工事の最終成果を電子成果品として電子媒体を納品することをいう。工事写真についは「デジタル写真管理情報基準」(国土交通省）に基づき作成したデータをいう。電子媒体とは、電子成果品を格納した DVD-R または CD-R をいう。

## 3. 電子納品を対象とする書類（データ）

電子納品の対象とする書類（データ）を表１に示す。電子化された書類には、原則として押印は不要とする。電子納品では、工事写真台帳を除く書類は紙媒体でも納品する。

表１　電子納品対象書類（データ）

| 書類名 | 補足説明 | 備考 |
|---|---|---|
| 発注図 | 発注者から提供される図面 | |
| 完成図 | ファイル形式は PDF、SFC、作成ソフトオリジナル(JWW.DWG 等)の３種類とする | 紙媒体でも納品 |
| 工事写真台帳 | 工事写真 | 着手前・完成写真は紙媒体でも納品 |
| 使用材料一覧表 | Excel ファイル（県様式に準ずる） | 紙媒体でも納品 |
| その他 | 協議により電子納品を求められたデータ | |

## 4. 電子成果品のフォルダ構成

電子成果品のフォルダ構成を図１に示す。

図１　フォルダ構成

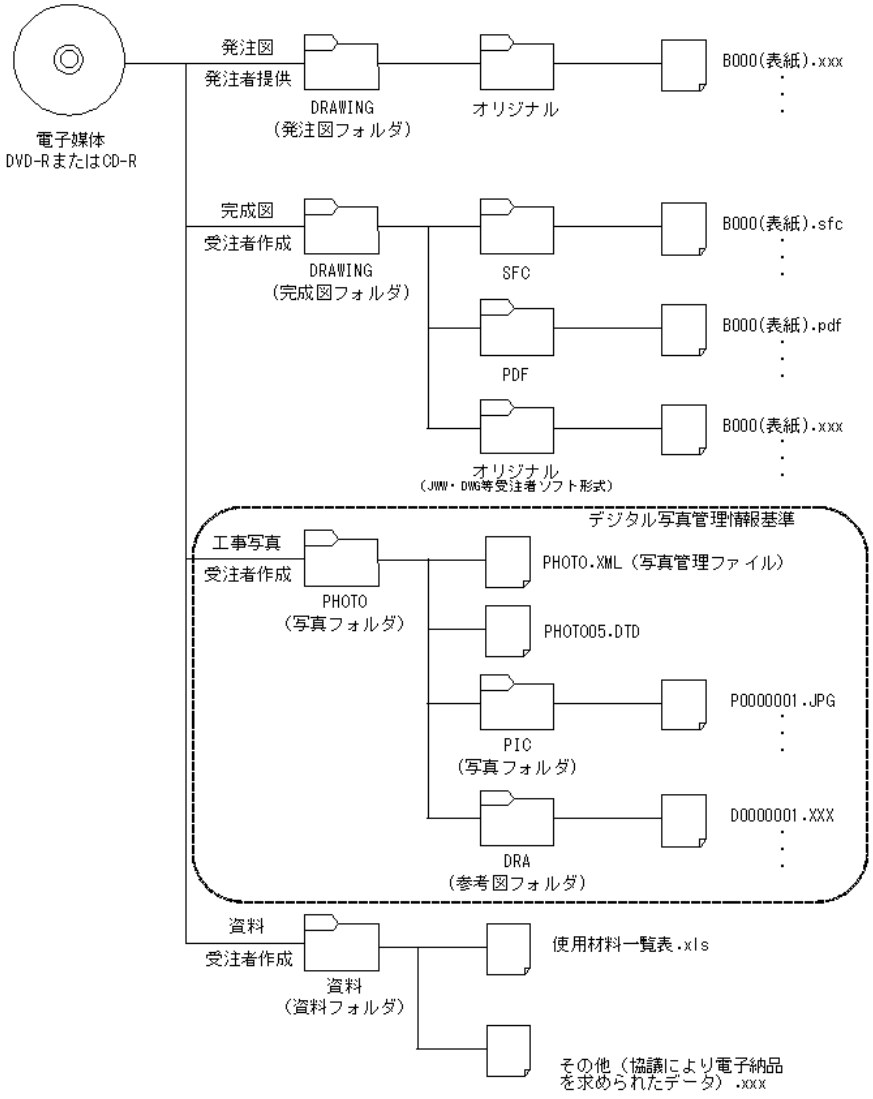


5．工事写真の留意事項

工事写真についての留意事項を以下に示す。

1）写真管理項目については「営繕工事写真撮影要領」（官庁営繕部整備課）に準ずる。

2）ファイル形式は以下のとおりとする。

・写真ファイルの形式は JPEG とする。

・参考図ファイルの形式は JPEG もしくは TIFF とする。

・写真管理ファイルのファイル形式は XML とする。

3）デジタルカメラの撮影画素数は 100 万～200 万画素程度とし、ファイルサイズは 500KB 程度以下とする。

4）写真の信憑性を考慮し回転やトリミング等の編集は原則禁止とする。ただし、仕様書等で認められた「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」に基づく小黒板情報の電子的記

入は、これに当たらない。

5）写真管理ファイルの工種、種別、細別は設計書に合わせる。

6）写真管理ファイルには代表写真の項目があり、全体概要や重要な写真については代表写真とする。また、着手前・完成・創意工夫・その他（発注者の指示するもの）写真は全て代表写真とする。

6．電子媒体作成の留意事項

電子媒体作成の留意事項を以下に示す。

1）電子媒体へのデータの書き込み前に最新のウイルス定義ファイルでウイルスチェックを必ず行い、書き込みは追記ができないような形式で行う。

2）電子媒体のラベルは表 2 の項目を図 2 のように直接プリンタでプリントまたは油性フェルトペンで手書きとする。

3） 提出部数は正・副の計 2 部納品する。（発注者は、正の電子成果品を電子納品成果品保管庫に保管し、副の電子成果品を紙媒体の成果品と共に保管する）

表 2　電子媒体記載項目

| 記載事項 | 備考 |
|---|---|
| 工事名 | 契約書記載の工事名 |
| 工事場所 | 契約書記載の工事場所 |
| 正/副の分類 | |
| 発注者署名欄 | 監督員のサイン(油性フェルトを使用) |
| 受注者署名欄 | 現場代理人のサイン（油性フェルトを使用） |
| 作成年月 | |
| 発注担当部署 | |
| 受注者名称 | |

図 2　電子媒体への表記例

7．納品前の確認

受注者は納品前にその時点までに作成した電子成果品を発注者に提出し、発注者はその電子成果品が本要領通りに作成できているかどうか、写真の整理ができているかをチェックする。エラーまたは不適切となっているものについて受発注者間で認識し、受注者は納品までにそれらの修正を行い、円滑に納品を行えるようにする。

8．電子検査

検査は工事写真についてはパソコン上での電子検査を実施し、それ以外の資料については紙媒体で実施する。電子検査に使用するパソコンについては発注者で用意する。

9．その他

要領に定めのない事項については、受発注者協議のうえ定めるものとする。

附則

本実施要領は、令和６年６月１日以降に新たに契約締結する営繕工事から適用する。